主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

理 由

二 (証拠省略)

当裁判所も、被控訴人の本訴請求は理由がありこれを認容すべきであるが、控訴 人の反訴請求は理由がなくこれを棄却すべきものと判断する。その理由は、次に付 加、訂正するほか、原判決の理由説示と同一であるから、これを引用する。 一 原判決二一枚目表六行目の「の証言」を「、同A(第一回)の各証言」に改め、「原告会社代表者」の次に「(原審第一、二回)」を、「被告」の次に「(原審第一、二回及び当審)」をそれぞれ加え、七行目の「(各第一、第二回)」を削 る。 二 同二四枚目裏三行目の「弁論の全趣旨により明らか」を「当裁判所に顕著」 と、それぞれ改める。 三 同二七枚目表四行 を、五行目の「原告代 同二七枚目表四行目の「第一五号証、」の次に「乙第二四、第二五号証、 を、五行目の「原告代表者」の次に「(原審第一、二回)」を、六行目の「告」の 次に「(原審第一、二回及び当審)」をそれぞれ加え、同行目の「(各第一、第二 回)」を削る。 同二八枚目裏七行目の「証言」の次に「(原審第一ないし第三回及び当審)」 匹 を、「尋問の結果」の次に「(原審第一、二回及び当審)」をそれぞれ加える。 五 同三〇枚目表三行目の「資格があつて、」の次に「右議員就任時において」 加え、「取得しうる」を「取得し得た筈である」と改め、五行目の「である。」の次に「(なお原審第二回控訴人本人尋問の結果によれば、控訴人は昭和五四年三月 当時一か月九万円の老令年金の給付を受けていたことが認められる。)」を加え る。 六

六 同表九行目の「被告が」から同裏四行目までを次のとおり改める。 「控訴人は、本件解雇の予告期間満了直後に、被控訴会社から退職勧告に任意応 ずるならば、解雇は撤回しかつ爾後は臨時職員或いは嘱託として勤務してもらつて よい旨の申入れを受けながら、これを拒絶したものであつて、被控訴会社は控訴人 の労働条件の変更、収入の減少については十分配慮していたことが窺われる。」 七 同裏五行目から同三一枚目裏三行目までを削り、四行目の「5」を「4」に改 める。

八 同三二枚目裏三行目と四行目の間に次のとおり加える。 「控訴人は、被控訴会社代表者Bが控訴人の市会議員選挙への立候補を承認し、 激励し、会社としても選挙運動に協力、援助しながら、控訴人が当選するやこれを 理由に控訴人を解雇するのは信義に反し権利の濫用である旨主張する。なるほど成 立に争いがない乙第八、九号証及び原審における被控訴会社代表者(第一人 回)、並びに原審(第一、二回)及び当審における控訴人各本人尋問の結果によれ ば、Bは、控訴人から市会議員選挙への立候補について挨拶を受け、その際特に立候補に対する異議をさしはさまずに選挙のための休暇を承認し、激励とみられる言葉で応待し、当選した場合は退社すべきこと又は解雇されるべきことを示唆するこ とさえしなかつたこと、また選挙運動中C専務取締役ら被控訴会社の有志一向が陣中見舞を贈つたことが認められるけれども、Bないし被控訴会社有志一同の右言動 は挨拶又は報告を受けた者の儀礼以上の意味をもつものではないというべきであ り、Bらの右言動があつたからといつて、それゆえに前示の事由(市会議員に当選 したことのみを事由とするものではない。)で控訴人を解雇することが信義に反 し、権利の濫用に当ると解することはできない。また、控訴人解雇後の組合との交渉経緯に関する控訴人主張の事実についても前記認定事実に照らすときは、理由が ないこと明らかである。

よつて、原判決は相当であつて本件控訴は理由がないからこれを棄却することと し、控訴費用の負担につき民訴法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決す る。

(裁判官 中島恒 真榮田哲 塩谷雄)